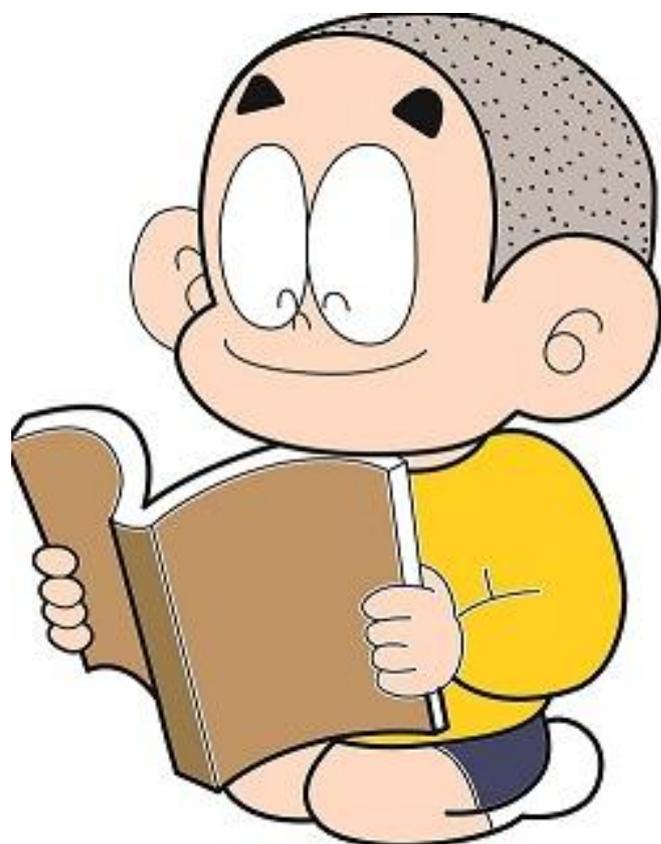


都城市子ども読書活動推進計画

(令和5年度～令和9年度)



令和6年3月
都城市教育委員会

目 次

| | |
|--|------|
| はじめに | ……3 |
| 第1章 計画の概要 | |
| I 計画策定の経緯と目的 | ……4 |
| II 計画の期間 | ……4 |
| 第2章 計画の基本方針 | |
| I 家庭・地域・保育施設・学校等における子どもの読書活動の推進 | ……5 |
| II 市立図書館及び高城図書館を核とした子どもの読書活動の推進 | ……5 |
| III 子どもの読書活動推進の広報・啓発 | ……6 |
| 第3章 子どもの読書活動の現状 | |
| I 幼児教育・保育施設 | ……6 |
| II 小・中学校 | ……8 |
| III 高等学校 | ……10 |
| 第4章 子どもの読書活動を推進するための具体的な取組 | |
| I 家庭・地域・保育施設・学校等における子どもの読書活動の推進 | |
| 1 家庭における子どもの読書活動の推進 | ……12 |
| 2 地域における子どもの読書活動の推進 | ……12 |
| 3 保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センター等における 子どもの読書活動の推進 | ……13 |
| 4 学校等における子どもの読書活動の推進 | ……14 |
| II 市立図書館及び高城図書館を核とした子どもの読書活動の推進 | |
| 1 市立図書館における子どもの読書活動の推進 | ……15 |
| 2 高城図書館における子どもの読書活動の推進 | ……17 |
| 3 点字図書館における子どもの読書活動の推進 | ……17 |
| 4 支援の必要がある子どもの読書活動の推進 | ……17 |
| 5 学校等との連携促進 | ……18 |
| III 子どもの読書活動推進の広報・啓発 | |
| 1 広報紙による啓発 | ……18 |
| 2 子ども読書の日の啓発 | ……18 |
| IV 管理指標について | ……19 |
| おわりに | ……20 |
| 資料編 | |

はじめに

大人になると、空を飛ぶ夢を見なくなりました。なぜか低空飛行ながら空を飛ぶ夢。

子どもの空想力は、大人よりも強く大きいものかもしれません。そんな、子ども時代の読書は、子どもながらの夢や空想を育む大切なものです。そして、子どもたちは読書を通じて、社会や世界に対する理解や、そのような社会をよりよく生きようとする人間力を高めていきます。

しかし、昨今は様々なメディア等の普及や子どもたちを取り巻く環境の変化により、読書離れが進んでいる現状もあります。年齢が高まるにつれ、その傾向は顕著に現れています。

本市では、親子が、本に親しむきっかけづくりのための「ブックスタート事業」や、地域ボランティア等との協働による読み聞かせ活動の実施、学校においては「図書館サポーター」を配置するなど、家庭、地域、学校や図書館など様々な場所において、関係機関・団体と連携しながら、創意ある取組を推進してまいりました。

さらには、平成 30 年に“市民ひとりひとりが「だいじなもの」をみつめていくこと”をコンセプトに、新たな市立図書館を建設しました。読書活動の拠点のみならず、あらゆる市民が利用できるような様々な工夫を施し、令和 5 年 8 月には、開館から 5 年あまりで 500 万人の来館者を突破いたしました。これもひとえに、市民の皆様に愛され、それぞれの居場所として御利用いただいている結果である、と心から嬉しく思います。

この計画では、全ての子どもたちが、より一層本に親しめるような取組や読書環境の整備など、具体的な施策を掲げました。読書を通じて、自己実現するための力をつけることはもちろんのこと、空を飛ぶ夢を忘れない大人になってほしいと願っております。

結びに、本計画の策定に御協力をいただきました関係者と御尽力いただきました策定委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 1 2 月

都城市教育委員会

教育長 児玉 晴男

第1章 計画の概要

I 計画策定の経緯と目的

読書活動は、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。子どもたちは、本のページをめくりながら活字を追う中で、知らず知らずのうちに感性や想像力を磨き、豊かな表現力を身に付けていきます。また、本を読むことで、多くの言葉を学び、語彙が豊富になるなど、より一層充実した知的活動を行う能力を育むことにつながります。

一方で、今日の子どもを取り巻く生活環境は、少子化や核家族化に伴う地域社会のコミュニケーションの欠如に加え、テレビやインターネットやスマートフォンなどの新しいメディアの普及により急速に変化しています。さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの活字離れが指摘されています。

こうした状況の中、子どもたち自身が、より多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校・図書館・行政などが連携して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

国は平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月に第二次、平成25年5月に第三次、平成30年4月に第四次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

宮崎県においては、平成16年3月、県内の子どもの読書活動の施策を総合的に推進するために、「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定して取組を進め、更なる読書活動の推進を図るために、平成23年3月に第二次の計画を策定しています。さらに、平成30年8月には、宮崎県子ども読書活動推進計画をその内容に含む「宮崎県生涯読書活動推進計画」へと発展させています。

都城市においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、県の「宮崎県生涯読書活動推進計画」をもとに、「都城市子ども読書活動推進計画」を令和6年3月に策定しました。この計画が全市的な取組として推進され、次の時代を担う子どもたちが、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な成長期に、「本を読むこと」を通して「知」を広めるとともに、豊かな「感性」や思いやりの「心」を育み、社会の一員として健やかに成長してくれることを目的として様々な取組を実施します。

II 計画の期間

「都城市子ども読書活動推進計画」の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第2章 計画の基本方針

本市では、これまでの取組の成果や課題、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、県の「宮崎県生涯読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、以下の3つの基本方針に沿って子ども読書活動の推進に取り組むこととします。

I 家庭・地域・保育施設・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの読書に関する環境として、大別すると、家庭・地域・保育施設・学校等があげられます。この家庭・地域・保育施設・学校等が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

家庭は、子どもの読書習慣を形成するのに重要な役割を担っています。特に乳幼児期は保護者が、生活の基本の場である家庭において、子どもに読み聞かせをすることで、絵本の世界を親子で共有することができます。

地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動があります。地域の中で、子どもたちが本に出会い、人とのコミュニケーションを図っていくことは大きな意味をもちます。それぞれの施設の特性を活かして、子どもたちが自主的に読書に親しむ環境づくりが大切です。

幼児教育・保育施設は、日常保育や子育て支援活動の中において、子どもたちが、読書の楽しさを知ることができるよう読み聞かせ等積極的な活動を行うことが重要です。

学校は、国語科などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、多様な読書活動が展開されているところです。そのような中で、特に学校図書館は、「学習・情報センター」及び「読書センター」としての役割を担っています。

このように、それぞれの特性に合わせた子どもの読書活動の推進を行っていきます。

II 市立図書館及び高城図書館を核とした子どもの読書活動の推進

都城市立図書館や高城図書館では、子どもたちは豊富な蔵書の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができます。また、経験豊富な司書が、読書に関する相談やレファレンス※に応じ、子どもたちをよりふさわしい本へと導く手助けをします。さらに、読書はもとより、図書館での読み聞かせの実施や様々なイベント、木箱型書架での展示などで「知る」ことを、プレススタジオやファッションラボ、「こどものにわ」で「表現する」ことの支援を行っていきます。

加えて、市立図書館や高城図書館から遠隔地に住む子どもたちが、地域で市立図書館にある本を読むことができる機会づくりを進めていきます。

※レファレンス…本や資料を探している人に対して図書館員が手助けをするサービス

Ⅲ 子どもの読書活動推進の広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書活動の意義や必要性、重要性について、子どもを取り巻く多くの市民の理解と関心を深める必要があります。

特に保護者や幼児教育・保育施設の保育士等、学校等の教師等が、子どもの読書活動の意義を理解し、地域住民やボランティア団体などとの連携による地域ぐるみの取組を促進するとともに、様々な機会を活用して、子どもの読書活動の普及に努めます。

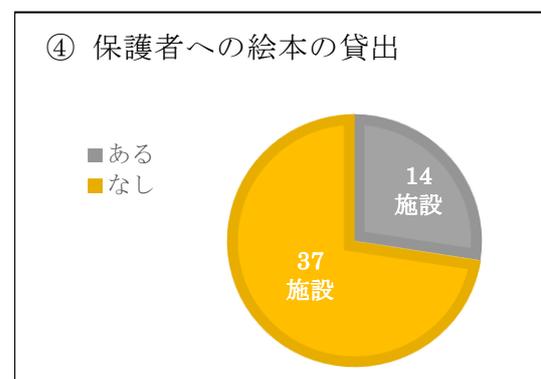
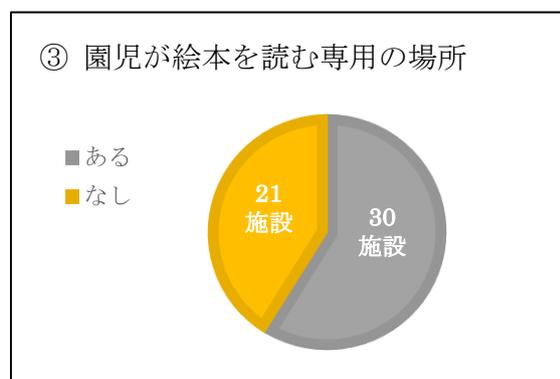
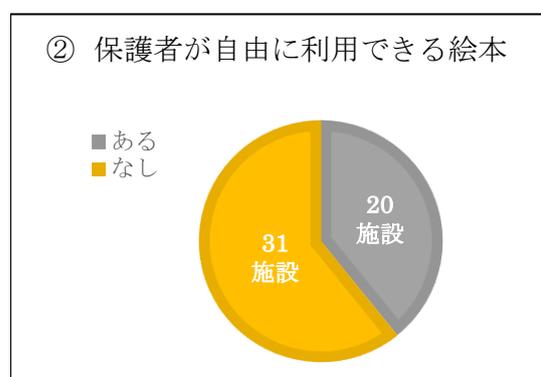
第3章 子どもの読書活動の現状

本市の幼児教育・保育施設、小・中学校、高等学校を対象に未就学児、児童、生徒の読書状況についてアンケート調査を実施しました。アンケート結果は以下のとおりです。

I 幼児教育・保育施設

令和4年12月に市内幼児教育・保育施設88施設を対象にアンケート調査を実施し、51施設から回答がありました。

◎絵本の保有状況、絵本の活用状況



| ⑤保護者への絵本の月間貸出状況について（貸出を実施している 14 施設のみ対象） | | | |
|--|------|--------------|------|
| ・ 10 冊未満 | 4 施設 | ・ 10～100 冊未満 | 7 施設 |
| ・ 100～200 冊未満 | 1 施設 | ・ 200 冊以上 | 2 施設 |

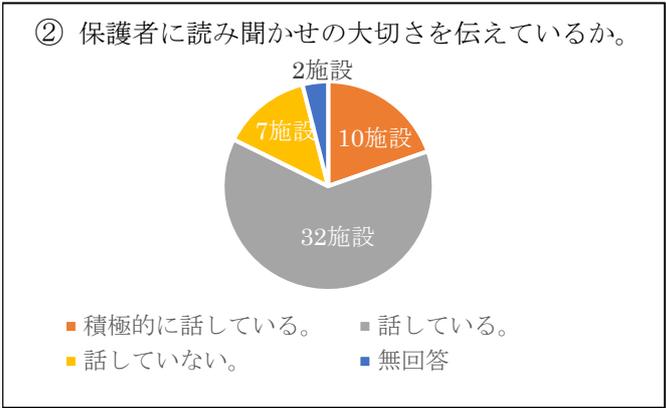
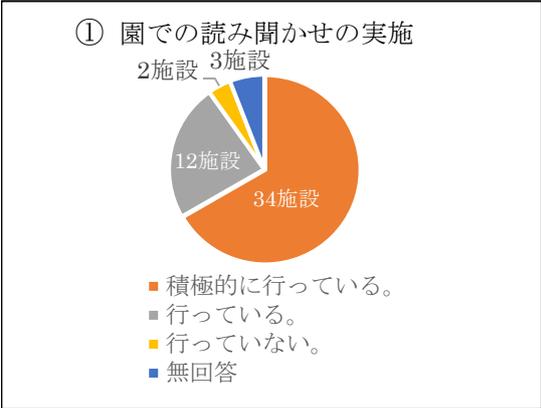
| ⑥絵本の蔵書数 | | | |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| ・ 100 冊未満 | 1 施設 | ・ 100 冊～300 冊未満 | 19 施設 |
| ・ 300 冊～500 冊未満 | 9 施設 | ・ 500 冊～1,000 冊未満 | 7 施設 |
| ・ 1,000 冊以上 | 12 施設 | ・ 無回答 | 3 施設 |

| ⑦昨年度新たに購入した絵本の冊数（寄贈は除く） | | | |
|-------------------------|------|------------|-------|
| ・ 0 冊 | 5 施設 | ・ 1～10 冊 | 16 施設 |
| ・ 11～20 冊 | 8 施設 | ・ 21～30 冊 | 8 施設 |
| ・ 31～50 冊 | 5 施設 | ・ 51～100 冊 | 6 施設 |
| ・ 無回答 | 3 施設 | | |

回答のあった全ての施設において、園児が自由に利用できる絵本を備えており、園児たちが絵本に親しめる環境を整えています。また、園児が絵本を読む専用の場所を設けている施設が半数を越えていることから、幼児期に絵本にふれることの大切さを認識していると言えます。

絵本の蔵書数についても 500 冊以上備えている施設が全体の 37%以上あり、蔵書数が少ない施設については、図書館の団体貸出を利用しているところもありました。

◎絵本の読み聞かせの状況



| ③保育時間内の読み聞かせを外部の団体等に依頼しているか。 | | | |
|------------------------------|-------|----------|-------|
| ・依頼している | 11 施設 | ・依頼していない | 35 施設 |
| ・依頼したいと考えている | 2 施設 | ・無回答 | 3 施設 |

幼児教育・保育施設における絵本の読み聞かせについては、ほとんどの施設で実施されており、職員のみでの対応ではなく、外部団体等に協力を依頼している施設もありました。

また、保護者に対しても、ほとんどの施設で、幼少期の絵本の読み聞かせの大切さを保護者会やお便り等を通じて伝えています。

II 小・中学校

毎年、県の教育委員会が実施する「学校図書館及び読書に関する調査」に、市立小学校37校、中学校19校が回答した過去3年間の調査結果は次のとおりです。

◎1か月当たりの読書冊数(小学校)

(冊)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 平均 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 令和2年9月 | 19.7 | 22 | 16.7 | 18.3 | 11.1 | 10.2 | 16.2 |
| 令和3年5月 | 19.7 | 21 | 17.5 | 17.3 | 13.5 | 12.2 | 16.8 |
| 令和4年5月 | 15.7 | 23.8 | 14.8 | 14.9 | 12.4 | 11.1 | 15.4 |

◎1か月当たりの読書冊数(中学校)

(冊)

| | 中学1年 | 中学2年 | 中学3年 | 平均 |
|--------|------|------|------|-----|
| 令和2年9月 | 5.5 | 4.4 | 2.6 | 4.2 |
| 令和3年5月 | 5.9 | 5.2 | 3.1 | 4.2 |
| 令和4年5月 | 6.4 | 4.1 | 3.2 | 4.6 |

◎1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒

| | 小学生の数 | 全体の割合 | 中学生の数 | 全体の割合 |
|--------|----------------|-------|---------------|-------|
| 令和2年9月 | 176 / 10,162 人 | 1.7% | 697 / 4,502 人 | 15.5% |
| 令和3年5月 | 168 / 9,332 人 | 1.8% | 530 / 4,580 人 | 11.6% |
| 令和4年5月 | 205 / 9,226 人 | 2.2% | 758 / 4,601 人 | 16.4% |

◎1年間の学校図書館の貸出冊数

(小学校)

(冊)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 小学校合計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 令和2年9月 | 154,578 | 158,507 | 140,197 | 124,247 | 106,993 | 97,525 | 780,877 |
| 令和3年5月 | 164,161 | 147,862 | 128,411 | 144,250 | 97,339 | 94,895 | 776,918 |
| 令和4年5月 | 158,383 | 155,560 | 122,731 | 125,577 | 102,447 | 88,215 | 752,913 |

(中学校)

(冊)

| | 中学1年 | 中学2年 | 中学3年 | 中学校合計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 令和2年9月 | 38,108 | 24,925 | 14,770 | 77,803 |
| 令和3年5月 | 37,229 | 28,588 | 12,683 | 78,500 |
| 令和4年5月 | 33,932 | 31,975 | 18,254 | 84,161 |

◎読書をすることが「好き」、又は「どちらかというが好き」と答えた子どもの割合

(小学校)

(%)

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 令和2年9月 | 91 | 90 | 90 | 84 | 80 | 78 |
| 令和3年5月 | 88 | 92 | 89 | 88 | 86 | 82 |
| 令和4年5月 | 86 | 91 | 85 | 87 | 84 | 78 |

(中学校)

(%)

| | 中学1年 | 中学2年 | 中学3年 |
|--------|------|------|------|
| 令和2年9月 | 76 | 71 | 70 |
| 令和3年5月 | 78 | 74 | 72 |
| 令和4年5月 | 74 | 66 | 66 |

本市の小学生1か月当たりの読書冊数平均は、令和4年5月の学校読書調査（公益財団法人図書館協議会）の小学生全国平均の13.2冊と比べても15.4冊と上回っています。高学年になるにつれて読書冊数が減る傾向にありますが、実際に図書館で見られる状況として、高学年はページ数の多い本を読んでいるため、全学年において読書時間には差がなく、どの学年もよく読書に取り組んでいます。

中学生になると、読書冊数が減る傾向にありますが、本市は4.6冊で、全国平均の4.7冊と比べて、ほとんど変わらない状況にあり、1週間に1冊程度は読んでいくことがわかります。

しかし、1か月に1冊も本を読まなかった生徒が、全体の16.4%程度いるため対策が必要です。

Ⅲ 高等学校

令和4年12月に、市内高等学校10校を対象とし「都城市子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査」を実施したところ、国公立高校7校から回答がありました。

◎学校図書館の設置状況について

| | |
|-----------------------------|--|
| ①図書館を管理する専門職員（司書）は配置していますか。 | |
| ・いずれも1人配置（※都城工業高等専門学校は0人） | |

| | | | |
|-----------------|----|-----------------|----|
| ②蔵書数 | | | |
| ・10,001～20,000冊 | 2校 | ・20,001～30,000冊 | 2校 |
| ・30,001～40,000冊 | 1校 | ・40,001～50,000冊 | 1校 |
| ・60,001～70,000冊 | 1校 | | |

◎学校図書館の利用状況について

| | | | |
|---------------|----|-----------------|----|
| ①年間利用者数 | | | |
| ・1,001～2,000人 | 2校 | ・2,001～3,000人 | 1校 |
| ・4,001～5,000人 | 2校 | ・10,000～15,000人 | 1校 |
| ・無回答 | 1校 | | |

| | | | |
|-----------|----|---------|----|
| ②1日平均利用者数 | | | |
| ・1～20人 | 3校 | ・21～30人 | 2校 |
| | | ・71～80人 | 1校 |
| | | ・無回答 | 1校 |

| | | | |
|---------------|----|---------------|----|
| ③年間の貸出状況 | | | |
| ・901～2,000冊 | 1校 | ・2,001～3,000冊 | 3校 |
| ・3,001～4,000冊 | 1校 | ・4,001～5,000冊 | 2校 |

高等学校においても、学校図書館に司書を配置し、読書活動の推進に努めています
が、図書館の利用と本の貸出冊数については、小・中学生と比べると大きく減少して
います。また、高校生の1か月の読書量は、全国平均で1.6冊となっており、中学
生と比べて減少傾向にあります。

◎読書活動に関する取組について

| 取組項目 | あり | なし |
|----------------|---|----|
| ①読書感想文コンクールの実施 | 4校 | 3校 |
| ②ビブリオバトル※の実施 | 5校 | 2校 |
| ③学校図書館と授業との連携 | 5校 | 2校 |
| ④その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・朝の10分間読書 4校 ・集団読書（年間3回）1校 ・ブックハンティング※ 1校 | |

生徒に読書の興味を高めさせる取組として、読書感想文コンクールやビブリオバトル
の実施をしており、朝の10分間読書にほぼ毎日取り組んでいる学校もありました。

◎生徒図書委員について

| ①生徒図書委員数 | | | |
|----------|----|---------|----|
| ・15～20人 | 3校 | ・21～30人 | 1校 |
| ・31～40人 | 2校 | ・41～45人 | 1校 |

| ②生徒図書委員の主な活動 | | | |
|------------------|----|--------------|----|
| ・昼休み、放課後のカウンター業務 | 5校 | ・図書館行事 | 2校 |
| ・図書館だよりの作成 | 4校 | ・ビブリオバトルの運営 | 2校 |
| ・蔵書点検、清掃 | 1校 | ・他校との図書委員交流会 | 6校 |

生徒の読書活動の推進のための取組として、朝読書のための学級文庫の設置や「推
し本」投票・レビュー（書評）作成、新入生向け図書館オリエンテーションなども実施
しています。

また、図書委員は他校との交流会を定期的に行い、情報交換による読書活動の推進
も行っています。

※ビブリオバトル…書評をしながら本を紹介して、本を通じてその人を知る、ゲーム感覚の本の討論会

※ブックハンティング…学生たちが実際に書店へ行き、図書館に置きたい本を選ぶイベント

第4章 子どもの読書活動を推進するための具体的な取組

I 家庭・地域・保育施設・学校等における子どもの読書活動の推進

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は子どもの読書習慣の基礎を作る場です。子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、家庭においては、子どもが読書に親しむきっかけづくりや、読書に対しての興味・関心を引き出すように子どもに働きかけることが必要です。そこで、子どもにとって最も身近である保護者に対して、家庭での読書活動の重要性や楽しさについて、理解を図っていくことが求められています。

(1) ブックスタート事業

ブックスタート事業は、親子がより本に親しむきっかけづくりのために、1992年にイギリスで始まった事業で、赤ちゃん絵本を開く楽しいひとときをわかち合うきっかけを、全ての赤ちゃんへ届けようという主旨のもと始まった事業です。本市では3か月児健康相談の際に、絵本のプレゼントを行います。

(2) 初めての読みきかせ講座事業の実施

保健センターで開催する3か月児健康相談において、健康相談参加者を対象に、乳幼児期から本に親しむ機会づくりとして読みきかせ講座を実施します。本の読み聞かせを通して子どもに語りかけることにより親子の絆を深め、また、将来、子どもが本好きになるきっかけづくりの場とします。併せて保護者に対しては読み聞かせのアドバイスを行います。

(3) 親子で読書を楽しむ環境づくりの啓発

家庭教育学級やPTA、子ども会育成会等と連携し、家族で読書をする時間をつくり、親子で読書を楽しむ環境づくりの啓発に努めます。

PTA広報誌における読書活動の紹介や家庭教育学級等における読書に関する研修会の実施など、PTA活動と連携した読書活動を推奨します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、市内の身近な所に読書ができる環境を整備していくことが重要です。

そこで、各総合支所館内の図書室や地区公民館、児童クラブや児童館などにおける環境の充実を図り、読書に親しむ機会を増やしていき、子どもの読書習慣の形成に繋がります。

(1) 各総合支所館内の図書室や地区公民館の図書コーナーの充実

市立図書館や高城図書館の司書と連携し、各総合支所館内の図書室や地区公民館の図書コーナーの充実に努めます。

また、市立図書館や高城図書館からのリサイクル本を地区公民館の図書コーナーに配本し、蔵書の充実を図ります。

(2) ひばり文庫や団体貸出の実施

市立図書館から各地域の児童館や教育集会所、児童クラブ等への支援として、ひばり文庫や団体貸出を行っていきます。年間を通じて2か月から半年ごとに、定期的に配本を行い、各地域での読書環境の充実を図ります。

(3) 地域の読み聞かせボランティア団体との連携

市内で活動しているボランティア団体や地域の協力者等と協働し、地域をあげて子どもたちが本と触れ合うことができる体制作りと読書活動を進めます。

また、幼稚園や保育施設、学校や放課後児童クラブなどで、読み聞かせボランティア団体の方々による読み聞かせやおはなし会等を行い、地域のふれあいを通して読書活動を進めていきます。

3 保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センター等における子どもの読書活動の推進

乳児期の親子が一緒に絵本を見たり、読んだりすることは、子どもにとって愛情を感じ、心が触れ合う機会となり、「絵本は楽しい」と感じる気持ちが芽生えます。

また、幼児期は集団生活を経験し、人とのつながりをもつことで自分の世界が広がり、言葉も豊かになっていきます。絵本や物語を読んでもらうことで、本に興味を示し、様々な体験を通してイメージや言葉を豊かにしながら、絵本の世界を楽しむことができるようになります。子どもの読書意欲を満たすためにも周りの大人が深く関わっていくことが大切です。

(1) 本に親しむための機会の提供・充実

日常保育や子育て支援活動の中で、読み聞かせや紙芝居等、子どもたちが絵本や物語に親しむための活動を積極的に行います。

そこで、保育士、保育教諭及び幼稚園教諭が、絵本の読み聞かせやお話の大切さを共有できる機会をつくり、季節や行事等、年間の流れに応じた読書活動を企画し、計画的に実施していきます。

(2) 読書環境の整備

子どもたちが落ち着いて絵本の世界を楽しむためには、図書スペース等の特別な場所が必要になってきます。

そこで、子どもたちの好奇心の広がりに合わせて豊かな図書資料を整備するなど、子どもたちが読書の楽しさを発見できるような取組に努めます。また、保護者に対しては絵本の紹介や貸出等を行います。

(3) 保護者への働きかけ

保護者に対して、家庭で子どもと一緒に絵本を読むことや読み聞かせを行うことの大切さを伝えるとともに、絵本の紹介や読み聞かせの方法についてのアドバイスを行うなど、継続的な親子の読書活動の推進に取り組んでもらえるように働きかけていきます。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

子どもたちの読書活動を推進するためには、学校生活においても本に親しむ機会や読書機会を増やすことが望まれます。本を好きになる子どもが増えるよう、学校図書の充実、読書時間の確保に努めるよう支援します。

(1) 読書機会の拡大と時間の確保

各学校においては、保護者のボランティアや地域のボランティアの方々の協力により、読み聞かせやブックトークを実施するなど、地域と連携して学校全体で読書活動を推進し、読書の機会を拡大していきます。

また、各教科の指導における学校図書館の積極的・計画的な利用を進めるために、年間指導計画等に学校図書館の利用を位置付けています。

(2) 学校図書館の環境整備の充実

学校図書館の蔵書冊数について、学校図書館図書標準を達成するよう充実を図り、環境整備に努めます。

(3) 図書館サポーターによる読書活動支援の充実

小学校及び中学校に図書館サポーターを配置し、図書主任と連携のもと、学校図書館の整備や設営の充実、読み聞かせ等を行います。

また、授業に関連する本を紹介するブックトークなどの授業のサポート及び読書を楽しく推進するイベント活動を実施するなど充実した読書活動の支援を推進していきます。

(4) 小学校における読書活動の推進

小学校においては、図書館サポーターを全校に配置して、読書の楽しさやレファレンスの充実により、子どもたちの読書意欲や読書量の増加に努めます。また、いろいろなジャンルの本を読む「朝の読書」活動を推奨していきます。

各学校において、読み聞かせボランティア団体や保護者と連携して、読書活動に関する意見交換や情報提供を行います。また、保護者や地域と連携し、家庭での読書活動に結びつけていくため、様々な機会を捉えて読書指導を実施していきます。

(5) 中学校における読書活動の推進

中学校においては、生徒の読書活動の充実のために、図書館サポーターを配置し、持ち回りで各中学校を巡回しながら、図書館の環境整備、授業サポート、レファレンスなどの活動を行っています。今後は図書館サポーターの人員を増やし、活動の充実を図っていきます。

また、各学校の取組として、お薦めの本や授業に関連する本のコーナーを設置したり、「図書館まつり」などのイベントを行ったりするなど、生徒が本に興味をもち、図書館に足を運ぶための工夫を行っています。

さらに、国語科の授業においては、お気に入りの本を紹介し合う「ビブリオバトル」を行ったり、一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する「ブックトーク」をするなど、図書館活用を促す活動も行っています。

(6) 高校における読書活動の推進

高校においては、学校の特性に応じた選書や効果的な配架を行い、生徒の読書環境の充実に取り組みます。また、司書教諭や生徒会の図書委員が中心となり、学校図書館の運営や図書館だよりの発行などを通して、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を肌で感じ、主体的に読書に興味・関心をもつよう促します。あわせて、学校図書館と教科を連携して、探究的な学習活動につなげるよう努めます。

また、朝の「10分間読書」、読書感想文コンクールやビブリオバトルの開催など、読書機会をつくる取組を継続します。

II 市立図書館及び高城図書館を核とした子どもの読書活動の推進

1 市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの多様な興味や関心に応えるため、子どもに薦めたい図書の展示や読み聞かせ、お話し会を実施する等、子どもたちが読書の喜びと魅力を発見できるよ

うな取組を推奨していきます。乳幼児期からの読書の大切さについても保護者に理解してもらうことが大切です。

そこで、ボランティア団体と連携し、絵本の読み聞かせをするほか、子どもの知的好奇心をゆさぶるような本との出会いにつながるイベント等を企画します。

(1) 図書館資料の充実

子どもたちの様々な興味や関心に応えられる図書資料の充実を図り、たくさんある資料の中から読みたい本を簡単に探し出せるような図書の配置に努めます。また、季節ごとにテーマを設定し、木箱にお薦め本を配置し、ポップ※をつけるなど、子どもたちの興味や関心を惹く仕掛けをします。

さらに、郷土都城の歴史や文化に関心を持ってもらえる機会をつくり、資料の提供を行います。

※ポップ…本の説明や読むポイントを書いて、手に取る意欲を後押しするもの。

(2) 子どものエリアの設置

子どもエリアにおいては、小さい子でも手が届く低書架中心の配置とし、近くには、ファミリーテーブルが並ぶ空間、親子で様々な活動が行える「こどものにわ」を設置しています。また、10代のためのティーンズエリア付近には表現活動を支援する「ファッションラボ」や飲食が可能な「おべんとうコーナー」を配置して、多目的で図書館を訪れることができるようにし、本との距離を近くする工夫をしています。

(3) 子どもの読書機会に関する情報の提供

パソコンや携帯電話による、インターネット蔵書検索や予約サービスを導入するなど、インターネットを活用した情報の提供に努めています。広報都城やMRTラジオ「みやこのじょうドキドキナビ」、You Tube による図書館情報の提供、子どもたちにとって図書館が身近に感じられるように広報・啓発を推進していきます。

また、学校行事での見学会や遠足、職場体験等の受入れを行います。

(4) オンライン化事業の実施

「こどものにわ」及び「ファッションラボ」や移動図書館車「くれよん号」を活用したデジタルイベントや児童向けデジタル講習会やオンラインレファレンスを行います。

(5) 年間イベント等の充実

春夏秋冬に実施するイベントの中に子ども向け講座の開催や、中学生、高校生とコラボしたイベント等を企画・開催します。

(6) 移動図書館

移動図書館車「くれよん号」を市立図書館から遠隔地域の小学校、支援学校等に巡回させ貸出サービスを行います。

2 高城図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館と同様に、子どもたちの様々な興味や関心に応えられる図書資料の充実を図り、たくさんある資料の中から読みたい本を簡単に探し出せるような図書の配置に努めます。

また、季節ごとにテーマを設定し、特設コーナーの設置、おはなし会や上映会の開催、地域資源を活かした展示やワークショップの開催で、子どもたちの興味や関心を惹く仕掛けをします。

3 点字図書館における子どもの読書活動の推進

「見えない」「見えにくい」という視覚的ハンディキャップのある子どもの読書活動は、主に点字図書や録音図書によって行われます。

市立図書館にも、点字図書館の情報コーナーを設け、読書バリアフリーに関する啓発を図っています。

また、点字図書館では、重度視覚障がいからロービジョンまで、見え方にハンディのある子どもが読書を楽しめるよう様々な DAISY (デイジー) 図書※の提供を行っています。視覚障がいのある子どもの読書環境の向上のため、点字図書館で実施している福祉サービスの利用を促進します。

※DAISY (Digital Accessible Information System の略) 図書の一例

マルチメディアデイジー図書…読み書き障害のある読者のために画像と音声と同期した図書。それぞれの特性に合わせ、文字のサイズや書体、文字の色や背景色を変えることができる。

4 支援の必要がある子どもの読書活動の推進

全ての子どもが本と出会い、読書の楽しさを知り、平等に読書ができる環境を整備することが必要です。子どもの関心に応え、読書の楽しさを知ってもらうために、大活字本※やLLブック※等の収集やそれらの周知に努めます。そして、デジタル図書※やオーディオブック※、デイジー図書に関する情報を発信していきます。

また、施設のバリアフリー化に努め、来館が困難な方への宅配サービスも検討します。

さらに、支援の必要のある子どもの支援団体等と協力して、図書の選定や団体等への貸出等を行います。

※大活字本…弱視者にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した本。

※LLブック…日本語が得意でない人や知的障がいがある人等、一般的な情報提供では理解が難しい様々な人にとって読みやすい本。難しい漢字や長い文はなく、絵文字や写真、絵が多く使われている。

※デジタル図書…パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、文字の大きさや色を変えたり、内容を音声で読み上げる等様々な便利機能により自分に合った方法で読める本。

※オーディオブック…書籍の朗読を聴けるサービス。

5 学校等との連携促進

学校においても、できるだけ子どもたちが要望する本を読めるよう読書環境を整える必要があります。

具体例として、学校図書館にない本を読みたい子どもに、読みたい本を届けるためにはレファレンスや情報交換など図書館サポーターと市立図書館職員等の連携が重要となります。

このように、学校図書館と市立図書館等の連携促進につながる情報の提供や意見交換の場を設けて、子どもたちの読書活動の促進を図ります。

III 子どもの読書活動推進の広報・啓発

1 広報紙による啓発

広報都城に毎月「おすすめ図書」を掲載し、子どもたちにも関心のある図書を紹介します。

2 子ども読書の日

子どもの読書活動の推進に関する法律では、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、毎年4月23日を「子ども読書の日」として定めています。

「子ども読書の日」をPRして、読書活動の推進に努めます。

IV 管理指標について

基本方針に基づいた管理指標を設定し、各取組の進捗状況の確認・評価を行い、改善を図りながら計画を推進します。

また、アンケート調査を行った令和4年度を基準値と定め、計画期間の最終となる令和9年度に目標値を設定し、到達を目指します。

| 基本方針 | 指 標 | 基準値 (R 4) | 目標値 (R 9) |
|-----------------------|---|--------------------|----------------|
| ①家庭における読書活動の推進 | ブックスタート事業による絵本プレゼントの割合 〔確認方法 3か月児健康相談参加者数〕 | 46.3% | 90% |
| ②地域における読書活動の推進 | 各総合支所館内図書室の年間合計延べ来館者数（※高城を除く） 〔確認方法 来館者数調査〕 | 8,245人 | 10,000人 |
| | 各総合支所館内図書室が利用する市立図書館団体貸出年間合計冊数（※高城を除く） 〔確認方法 団体貸出冊数調査〕 | 1,800冊 | 2,200冊 |
| ③幼児教育・保育施設における読書活動の推進 | 施設における読み聞かせの実施 〔確認方法 生涯学習課アンケート実施〕 | 90.2% | 100% |
| ④学校における読書活動の推進 | 1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合 〔確認方法 生涯学習課アンケート実施〕 | 小 2.2% 中 16.4% | 小 0% 中 10% |
| | 読書が好きであると答える児童生徒の割合 〔確認方法 生涯学習課アンケート実施〕 | 小 85.1% 中 68.7% | 小 90% 中 75% |
| ⑤多様な子どもたちの読書環境の整備 | 読書バリアフリー関連の研修を受講した市立図書館等職員の割合 〔確認方法 市立図書館業務報告書〕 | 98% | 100% |

おわりに

今回、子ども読書活動推進計画の策定に当たり、関係者に実態調査を行い、現状の把握に努めました。その中で、幼児教育・保育施設、学校関係者の努力により、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」という「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に基づき、それぞれが取り組まれていることを確認しました。

しかし、国の有識者会議が以下のような課題をあげており、今後も引き続き取り組む必要があります。

- 1.不読率の低減に努めること
- 2.全ての子どもの読書機会に努めること
- 3.様々な状況の子どもの図書への継続的なアクセスを保障し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するよう、デジタル社会に相応しい読書環境の整備に努めること
- 4.子どもの視点に立ち、子どもが最適な読書環境や機会を自ら選択できるよう、子ども主役の読書活動の推進に努めること

また、新しい時代の子どもたちに適するよう、デジタル社会に対応した読書環境の整備も必然です。感染症の発生等による図書館や学校図書館の臨時休業時においても、子どもの図書へのアクセスを可能とするよう、図書館のDX化は重要な課題です。加えて、電子書籍の導入も検討していかねばなりません。こうした図書館等のDX化を子どもたちの健康等に配慮しつつ、家庭や学校、ICT等の専門家を含む様々な人材が連携し、計画的に促進していくことも重要です。

この計画により、子どもたちの「読む喜び」を育み、生涯にわたる学びを助け、ついでには、個人及び社会全体のウェルビーイングの実現につながれば幸いです。

都城市子ども読書活動推進計画策定委員会

資 料 編

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

○都城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

○都城市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

都城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、都城市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を協議するため、都城市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握業務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を都城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 推進計画の原案作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の小学校及び中学校の代表
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 都城市図書館協議会代表
- (5) 行政関係職員
- (6) 図書館の指定管理者代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営のため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

都城市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

任 期：令和4年9月29日から令和6年9月28日まで（2年間）

名簿順：50音順（敬称略）

| | 氏 名 | 所属・役職等 | 備 考 |
|-----|--------|-------------------------|-----|
| 委員長 | 後藤 世志哉 | 明道小学校 校長 | |
| 委 員 | 奥村 瞳 | 南部教育事務所 教育推進課 社会教育主事 | |
| 委 員 | 坂本 孝子 | 鳴峰保育園 園長 | |
| 委 員 | 土谷 美和 | NPO 法人 りんごの木 代理理事 | |
| 委 員 | 常盤 玲子 | 都城子どもの本を楽しむ会 会長 | |
| 委 員 | 那須 史代 | NPO 法人 さらだ 理事長 | |
| 委 員 | 枇杷 善彦 | 高崎中学校 校長 | |
| 委 員 | 前田 小藻 | 都城市立図書館 副館長 | |